

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準	
							概要又は名称	様式6 【ファイル番号】
5条_保1	保健福祉部	障害福祉課	視覚障害者情報センター 条例	シカクシヨウカ`インジャシ`ヨウホクセンター シ`ヨウレイ	8	入館の拒否等	情報センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。	41001
5条_保2	保健福祉部	障害福祉課	障害者体育施設条例	シヨウカ`イシヤタイイクシセツシ`ヨウレイ	10	使用許可の取消し等	<p>第十条 指定管理者は、前条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>二 詐欺その他不正の行為により前条第一項の許可を受けたとき。</p> <p>三 前条第三項の条件に違反したとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上特に必要があると認められるとき。</p>	41002